

出店申込書の記入方法

出店申込書の提出は、2019年5月17日(金)午後5時までです。

提出期限を厳守してください。

来場者の皆様により安全・安心にイベントを楽しんでいただくため、次のような場合には開催前・会期中を問わず出店を取り消す場合がありますので、十分にご確認の上、申込書を提出してください。

なお、出店取消しの場合、取消しに係る費用弁償を求める場合があるほか、既に納付した出店料等の返還及び取消しによって出店者が被ったいかなる損失の補償もいたしません。

【出店取消しを行う場合】

- ・指定期日までに出店料等を納付しない場合
- ・事前に申請していない出品物を出品した又は申請内容と異なる内容(例:出品物の産地)で営業した場合
 - ※ なお、主たる販売物の原材料が北北海道産(肉及び魚介類については例外があります。詳しくは出店規程(4ページ)でご確認ください。)で、その他の販売物も含めて主な原材料に外国産の食材を使用していないこと(郷土料理、名物料理、地域グルメの一部を除く。)を出店の条件としています。
- ・申請者以外の者が出店・販売を行った場合(名義貸し等)
- ・その他、実行委員会及び関係機関(消防、保健所等)の指導に従わない場合

【表面の項目】

■出店者

- ① 事業者名
出店を申し込む事業者又は団体の名称を記入してください。
- ② 出店名称
テントの店舗名サイン、開催ガイドマップに掲載する名称を記入してください(後日変更可)。
- ③ 加盟団体等
〇〇商工会議所、〇〇業生活衛生同業組合等、加盟している団体名を記入してください。
- ④ 所在地・電話(代表)・ホームページURL
出店を申し込む事業者又は団体の所在地・電話(代表)・ホームページURL(ある場合)を記入してください。
- ⑤ 過去の出店状況
過去の食べマルシェに出店された方は、該当する年に□を付けてください。
- ⑥ 申請担当者
実行委員会からの問合せなどに確実に対応できる担当者の連絡先を記入してください。今後はこの担当者に連絡します。
【申請事業者】と同じ場合は、「同上」と記入してください。

■出店に関する誓約

- ⑦ 誓約に関する署名
食べマルシェへの出店申込みや選考基準、出店場所等の決定については、「北の恵み 食べマルシェ2019出店規程」に基づくものとし、同規程の各条項を遵守することを誓約していただきます。
なお、誓約いただけない場合は、出店申込みを受け付けることができません。

■出店希望

- ⑧ 出店形式
希望するテント等の種類に□を付けてください。各テント等の仕様は出店形式(3ページ)をご覧ください。
なお、ご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください(出店規程③による)。
- ⑨ 小間数
希望する小間数を記入してください。旭川駅前広会場・平和通買物公園会場等に出店する場合は、1出店者につき1小間を原則とします(自治体等を除く)。
なお、ご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【裏面の項目】

■出店内容等

⑩ 品名

料理名等を記入してください。販売する品目の中で、メインとなるものを最上段の太枠内に記入してください。

⑪ 商品の概要・特長・アピールポイント

その商品について、概要、工夫されている点などPRしたい内容を記入してください。この内容については、**出店者選考における審査の対象となります。**

また、物販は包装なし・ありのいずれかに☑を付け、ありの場合は包装材料・形態を記入してください。

⑫ 主な原材料とその原産地

本イベントは、来場者に「北の恵み」を存分にお楽しみいただくため、主たる販売物(料理・物販品のうち「メイン」の太枠内に記入したもの)の原材料が北北海道地域産であること(肉及び魚介類については例外があります。詳しくは出店規程(4ページ)でご確認ください。)、その他の販売物も含めて主な原材料に外国産の食材を使用していないこと等を出店の条件としております(郷土料理、名物料理、地域グルメなどの一部を除きます。)。記入例を参考に主な原材料の原産地をできるだけ詳しく記入してください。

⑬ 仕入先名・所在地

主な原材料の仕入先及びその所在地をできるだけ詳しく記入してください。

⑭ 予定価格

販売予定価格(税込み)を記入してください。

⑮ 熱源の確認

加熱調理を行う場合、使用する熱源を選択してください。

なお、常磐公園会場を除き、薪などの直火焼を使用することはできません。

⑯ 出店基準の確認

出店の内容について「北の恵み 食べマルシェ2019出店規程」②の〈審査の基準〉のうち、該当するものを選択してください(複数選択可)。

【出店に当たっての注意事項】

・提供する調理メニューは直前に加熱して提供することを原則とします。

※ **原則、非加熱での食品の提供はできません。**詳細は、「飲食店営業、喫茶店営業、菓子製造業の提供品目による判断フロー」(8ページ)をご確認ください。出店が決定した後に調理内容を詳しく記入した書類を提出していただきます。

※ 判断フローに関するお問合せ:旭川市保健所衛生検査課食品保健係(電話0166-26-1111 内線2973、2974)

・物販(製品を仕入れ、手を加えずそのまま販売するもの)については、販売する商品は製造に必要な営業許可を取得した施設で製造され、適正な表示がされたものに限りします。

・**出店テントには手洗い(簡易式:蛇口付きポリタンクと受け用バケツでも可)、蓋付きごみ箱が必要です。**必ず各自で用意してください。ただし、包装品のみを販売する場合、手洗いの設置は任意です。

・営業の内容によっては、保健所への臨時営業等許可申請が必要になる場合があります。手数料は次のとおりです。旭川市保健所から5年臨時営業許可を取得している事業者は、新たな手数料の負担がありません。

※ 5年臨時営業許可取得事業者で、当イベントに出店する旨の営業計画書を提出していない場合や、申請していない品目を取り扱う場合については、保健所への届出が必要です。

●保健所許可申請の対象及び手数料(会期中)

(1) 飲食店営業・食肉販売業・魚介類販売業・乳類販売業・菓子製造業:許可申請手数料 各2,200円

(2) 食品販売業:登録申請手数料 4,400 円

※ 食品販売業には、菓子類(包装菓子は対象外)、アイスクリーム類、そう菜類、半乾魚・塩蔵魚、麺類(乾麺を除く。)、魚肉ねり製品(かまぼこ等)、米飯類(お弁当、おにぎり等)、生あん(砂糖などにより味付けを行っていないもの。なお、あん入り包装菓子は対象外)、豆腐及びその加工品、こんにゃく、食肉製品(ハム、ソーセージ等)等の販売が該当します。複数項目が該当しても手数料は同額です。